

また、平成19年3月の平成18年度都道府県医師会情報システム担当理事連絡協議会でも「オンライン請求をしない医療機関へのペナルティ等は絶対に容認しない」、日医の5項目の要求が通ったとしても「完全義務化OK」というわけではないと主張している。

日本医師会の最終見解は「技術的・経済的にIT化が難しい医療機関が多く、現実的に完全義務化は無理」「このままオンライン請求義務化を進めると大変なことになる。手挙げ方式で導入するのが一番いいが、そうでなくとも、地域医療に支障をきたさないように、代行請求制度の創設等、対応できない医療機関に対する最善の方法を考えたい」というものである。

6. 今後の対応（私見）

レセプトオンライン請求完全義務化に対抗する方法はいくつかあるがそれについて述べたい。

- ①全医療機関（現在レセプトオンライン請求を行っている医療機関を含む）が平成23年4月より一斉に紙レセプトに戻す：しかしこれは現実的に難しい。紙請求にした場合、請求が全て無効になるか入金が遅れ、医療機関の倒産に繋がる恐れがある、また全ての医療機関がこれに同調するのは、保険医総辞退より困難と思われる。
- ②オンライン請求が困難な医療機関が、紙請求を行い財産権をかけて裁判を行う：省令と財産権との憲法判断を仰ぐものであるが、収入がないことが

判明するのは2カ月後、さらに訴訟をし裁判で争うものであるが、その前に医療機関が倒産し、非現実的である。

- ③厚労省に特例を設けさせ、一部紙請求を認めさせる：これは可能性がある。しかしそれには国民的コンセンサスが不可欠で、このままでは全国の8.6%（本道の9.4%）が廃院し地域医療が崩壊することを国民に訴える必要がある。
- ④オンライン請求が不可能と回答した医療機関に対し、医師会がIT化の技術的援助を行う：医師会が広報活動をさらに積極的に行い、オンライン請求が不可能と回答した医療機関に対し、技術的援助を行うもので、その際にはORCAを選択する。これも可能性がある。
- ⑤何もせず、推移を見守る：これは医師会として最低の対応である。

以上のように対応は限られているが、③、④のように一部紙請求を認めるよう厚労省に働きかけつつ、国民に現状を訴える一方、医療機関側や医師会側も積極的にオンライン請求化を進めるよう努力することが必要と思われる。

なお北海道医師会では、日本医師会の対応を支持する一方、現在オンライン化に対応できない医療機関にORCAを推奨すべく、道内各地でORCA説明会を年間3回開催している。（本年度の開催予定は、本誌附録をご参照願います）

お知らせ

国民年金保険料の滞納について

◇医業経営・福利厚生部◇

表題に関し、平成21年4月から健康保険法による保険医療機関の指定・更新を受ける場合に、開設者または管理者が国民年金保険料等の社会保険料を滞納している場合には欠格事由に該当し、指定・更新が受けられないことがあります。

また、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅介護支援事業者等の指定・更新の扱いも同様であります。

したがって、社会保険料の未納で滞納処分を受け、正当な理由がなく引き続き3カ月以上の全ての期間が未納の場合は、指定・更新の申請をしても受理されないことがありますので、ご注意ください。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【お問い合わせ先】

北海道医師会会員課 TEL 011-231-1434